

# 埼玉県の魅力プロモーションにおける動画作成・SNS配信業務委託 企画提案募集要項

本県における税収及び雇用の確保を図り、県経済の持続的な発展を実現するため、重点分野をはじめとした経済効果が大きい企業を誘致することが重要である。これまで、本県の立地企業は関東圏内が中心であったが、全国から成長性の高い企業を誘致するため、本県への立地優位性を全国にPRするための新たなプロモーション機能の構築に取り組む。

この事業の受託者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

## 1 業務委託名

埼玉県の魅力プロモーションにおける動画作成・SNS配信業務委託

## 2 委託業務内容

別紙「埼玉県の魅力プロモーションにおける動画作成・SNS配信業務委託 仕様書」のとおり。(以下「委託仕様書」という。)

## 3 履行期間

契約日から令和9年3月31日(水)まで

## 4 予算額

予算額 5,400,000円

※本業務の契約締結に係る上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む)であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

## 5 応募資格

次に掲げる要件のうち全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けてい

- る者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (7) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務」のうち「映画又はビデオ制作業務」又は「広告代理業務」に登録されている（登録されるものを含む）こと。なお、格付けはAまたはBに限る。
- (8) 当該企画提案競技の公募開始日までの過去5年間に、国、地方公共団体またはそれらに類するところにおいて本事業と種類及び規模をほぼ同じくする契約を元請けとして受託し、誠実に履行した実績を有すること。（類似業務とは、「PR等動画作成」又は「SNSを利用したプロモーション業務」をいう。）

## 6 スケジュール

ホームページへの掲載	令和8年3月 2日（月）
質問事項受付開始	3月 2日（月）
質問事項の受付期限	3月 9日（月） 13時まで
質問事項の回答	3月10日（火）
企画提案参加希望書の提出期限	3月12日（木） 17時まで
企画提案書の提出期限	3月17日（火） 17時まで
第1次審査（書類審査）結果通知	3月24日（火） までに通知
第2次審査（プレゼンテーション審査）	3月26日（木）
選考結果発表	3月30日（月）
委託契約	4月

## 7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

### (1) 質問の受付

a3900-02@pref.saitama.lg.jp 宛に電子メールで行う。

「埼玉県の魅力プロモーションにおける動画作成・SNS配信業務委託 企画提案募集要項の内容等に関する質問書（別記様式1）」を使用すること。なお、電子メールの件名は「埼玉県の魅力プロモーションにおける動画作成・SNS配信業務委託 質問書（法人名）」とする。

### (2) 質問の回答

回答は、県ホームページに掲載する。

### (3) 企画提案参加表明

ア 参加表明手続

「企画提案参加希望書（別記様式2）」を提出すること。

イ 提出先

埼玉県産業労働部企業立地課 企業誘致担当

（電話）048-830-3748

（メール）a3900-02@pref.saitama.lg.jp

ウ 提出方法

電子メール

※PDF ファイルで送付し、県に到達を電話で必ず確認してください。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出書類

別添「埼玉県の魅力プロモーションにおける動画作成・SNS配信業務委託 仕様書」を参照のうえ、以下の書類を提出すること。

- ・企画提案書
- ・法人の事業概要（既存のパンフレット等でも構いません。）
- ・過去実績

※過去5年間に、国、地方公共団体またはそれらに類するところにおいて本事業と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した実績、業務名、発注者、実施時期、契約金額、業務の概要がわかるものとする。

- ・誓約書（別記様式3）
- ・見積書

※見積りは、項目、単価等を明らかにした積算内訳とすること。

※宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とすること。

イ 提出先

埼玉県産業労働部企業立地課 企業誘致担当

（メール）a3900-02@pref.saitama.lg.jp

ウ 提出方法

電子メール

※PDF ファイルで送付し、県に到達を電話で必ず確認してください。

エ その他

- ・企画提案は、1 提案者につき 1 提案に限る。（複数提案は不可）
- ・企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書の構成

企画提案書の様式は任意とするが、下記内容を記載し、仕様書に基づき A 4 判横長・片面で作成すること。また、オンライン（Teams）により実施するプレゼンテーション審査（制限時間 15 分）の際に説明し、審査員が理解可能な内容とすること。

ア 企画提案書は、イの表紙、ウの目次を含め 15 枚を上限とすること。

- イ 企画提案書の1ページ目(表紙)には、次の事項を記載すること。
  - ・表題(埼玉県の魅力プロモーションにおける動画作成・SNS配信業務委託 企画提案書)
  - ・応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス
- ウ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。
- エ 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。
  - ・企画提案の理念と基本方針
  - ・企画提案事項の内容、特に重要と考えるポイント
  - ・PR動画納品までの製作スケジュール
  - ・SNS配信の年間スケジュール
  - ・実施体制・実績
  - ・その他、必要と思われる事項

## 8 契約先候補の選考方法

### (1) 決定方法

- ・県は審査会を設置し、提出された企画提案書等に基づき、審査するものとする。
- ・当該審査の結果、総合点が最も高かった提案者を契約先候補に決定する。
- ・企画提案事業者が1者のみの場合も同様の方法により選定の可否を決定する。
- ・審査結果が最低基準点に満たない場合は再度選定を行う場合がある。

### (2) 第1次審査(書類選考)

応募者が4者以上の場合は企画提案書及びその他書類による第1次審査を実施し、第1次審査を通過した者のみプレゼンテーション審査を行う。

第1次審査の結果(未実施の場合も含む)は、応募者全員に電子メールで通知する。

### (3) 第2次審査(プレゼンテーション審査)

#### ア 開催日時・方法

〈日時〉令和8年3月26日(木)

〈方法〉オンライン(Teams)

※参加者に対して実施日、開始時間等を電子メールで連絡する。

#### イ プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーションは1者あたり15分程度、質疑は1者あたり10分程度とする。

#### ウ 説明について

主たる説明者は本業務を実施する際の統括責任予定者とする。なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

#### エ その他

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を用いるものとする。

### (4) 審査基準

審査にあたっては、企画提案内容、業務実施能力、見積額等に基づき、総合的に評価するが審査の視点は概ね次のとおり。

区分	審査項目	審査の視点
経験・能力、業務の実施体制	過去実績	① 類似業務の受注実績において、十分な成果を有しているか（類似業務とは、「PR等動画作成」又は「SNSを利用したプロモーション業務」をいう。）
	企画提案書、会社概要書	② 業務量と業務の実施手順を的確に把握し、妥当性の高い業務スケジュールとなっているか
企画提案内容	企画提案書	③ 本業務の目的や、埼玉県の立地優位性を理解した提案となっているか
		④ 撮影候補地や製作予定のイラストやアニメーション等について、具体的な提案や例示がなされているか
		⑤ 構成に優れ、企業等に対し魅力が明瞭かつ簡潔に伝わる提案となっているか
		⑥ 使用するSNSの効果を十分に発揮する提案内容となっているか
		⑦ 本業務の目的が効果的に達せられるための独自の提案、もしくは有益な提案が積極的になされているか
その他	見積書	⑧ 経費の見積内容の項目や算出根拠は合理的かつ妥当なものであるか
	契約主体の拠点	⑨ 県内に本店又は契約の主体となる支店、営業所等を有する者であるか

## 9 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行うこととする。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

## 10 企画提案書の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

## 11 その他留意事項

### (1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

- ・談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- ・資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ・虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- ・指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- ・提出書類（企画提案書、法人の事業概要、過去実績、誓約書、見積書）がないもの。
- ・委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものまたはこれを訂正して押印しない提出書類により参加申込をしたもの。

### (2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

### (3) その他

- ・参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- ・提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。また、企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

## 12 問い合わせ先

埼玉県産業労働部企業立地課 企業誘致担当 川田・櫻井

(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎4階)

(電話) 048-830-3748 / (FAX) 048-830-4815

(電子メールアドレス) a3900-02@pref.saitama.lg.jp